

日本におけるブラジル人の教育と未来

在日ブラジル人の子どもたち——現状と課題—ブラジル学校の多様化と可能性——

リリアン・テルミ・ハタノ 近畿大学総合社会学部准教授

フリースクール支援法とブラジル学校——日本の教育を開国する10の提案——

小貫大輔 東海大学国際学科教授

〔第14回日伯フォーラム・文明研究所講演会〕
2015年12月19日(土)
東海大学湘南キャンパス15号館第2会議室

司会 講師のリリアン先生をご紹介します。先生は近畿大学総合社会学部准教授で、ミナスジェライス州生まれのリオデジャネイロ育ち。1993年にリオデジャネイロ連邦大学を卒業して来日されました。2001年に大阪大学博士課程後期課程を修了。甲南女子大学准教授を経て現職につかれています。滋賀県で南米系の子どもたちのための居場所づくりの活動を1999年に立ち上げ、ポルトガル語の母語学習、日本語学習、学校の宿題の手伝いなどの支援活動を続け、ご自身は週1回の、主に母語継承語としてのポルトガル語の指導を担当していらっしゃいます。2013年に「ブラジル日本教育フォーラム」というブラジル人の子どもたちの教育について話し合う大きな集まりを開催し、以来、中心メンバーとしてその運営に携わっておられます。2015年の5月には、4回目のフォーラムが滋賀県で開催され多くの人を集めてたいへんな成功をおさめました。それではリリアン先生よろしくお願いたします。(拍手)

リリアン・テルミ・ハタノ はじめまして、本日はお招きいただきありがとうございます。少し私の自己紹介をしてから、いくつか皆さんに質問をさせていただきたいと思っています。尋問ではございませんのでご安心ください。

はじめに～日本のイメージ 旅行と留学

さきほどご紹介していただいたように、私は1993年以来日本に住んでおりますが、その年は実は4回目の来日で、それ以前にも幼少期に1年半住んだこと、ブラジルの連邦大学に入学したときに日本に連れてきてもらったことがありました。ブラジルの公立大学は学費が無料なもので、そのご褒美だったのです。そのときは「この世にもし天国というものが存在

するのであれば、それは日本に違いない」というぐらい好印象を持って帰国しました。日本が天国であるなら、やはりたったの2か月ではなくもっと日本にいたいなと思い、大学2年生のときに文科省の奨学金をいただいて、1年間京都に留学させていただきました。しかし「天国」というイメージが1週間ぐらいで崩れていく毎日が続いてしまいましたが(笑)。ただ幸いにいろんな学生、世界中から来た留学生、いろんな友だちとの出会いによってバランスのとれた印象を持って帰国することができました。

ブラジルに帰国して、英文科と日本語学科のダブルディグリーで大学を卒業し、再び来日しました。2回目の留学は、まさに今日の会のテーマの、ブラジル人の子どもたち、私の後輩にあたるブラジル人の子どもたちの教育がどうなっていくのか、について研究するのが目的でした。1993年のことで、それ以来ずっとそのテーマを追ってきました。少しでも皆さんとそれをシェアできたらと思います。

定住化のすすむ在日ブラジル人コミュニティ

さっそくですがブラジルへ行ったことがある方、ちょっと手を挙げていただけますか？ 結構おられますね。では、日本にブラジル学校があるということを知っていたという方はどのくらいいらっしゃるでしょうか？ はい、OKです。では日本のブラジル学校に行ったことがあるという方は？ 半分ぐらいいかな？ ブラジル学校のイメージとそれをどのくらい共有しておられるか知りたかったので、質問させていただきました。

今日は、ブラジル学校を中心としたお話をしますが、日本の学校の影響というか、関係性についてお話ししなければやはり理解できないと思いますので、そのへんも少しふれさせていたいただきたいと思います。もうひとつは、ブラジル学校の

現状や課題、そして最後にブラジル学校の抱える多様化の課題、可能性についてもお話できればと思います。

さきほど開会の辞でもあったように、在日ブラジル人が一番多かったのは2007年で、それからはずっと減り続けていて、今年のデータですと17万3千人くらいになっています。強調しておく必要があるのは、永住資格を取った人の割合がどんどん増えているということです(表1を参照)。ただ、「永住を決意した」と言えるかという、なかなかそうとも言えない部分もあるのですが、確かに日本でマイホームを購入している人は増えている。ローンを組んで家を買うのですが、近年の雇用状況がごく不安定であるために結局は手放さなければならない人も増えています。そういう要素があるということも確認しておきたいと思います。そういったことは、ブラジル学校の児童生徒数とか教職員の移動とかにも当然影響するので、こういったことは理解しておいていただければと思います。

表1 在日ブラジル人数及びその内の永住者数の推移

| | |
|-------|-------------------------------------|
| 2007年 | 316,967人 内 永住資格 94,358人 (29.8%) |
| 2009年 | 267,456人 内 永住資格 116,228人 (43.5%) |
| 2014年 | 175,410人 内 永住資格 111,077人 (63.3%) |

出典：法務省の資料よりリリアン・テルミ・ハタノが作成

公立学校で学ぶ子どもたち

とても大事なこととして、日本の公立学校のデータについてもおさえておきたいと思います。さきほどブラジル大使館の書記官からのレターにもあったとおり、日本では外国籍の子どもは義務教育の対象とされていません。近年、法務省が在留カードの制度を導入してからは各年齢のデータが取れるようになったので、(それ以前は5年刻みだったのでできなかったのですが)今は、学齢期にある外国籍の子ども数の正確な人数が把握できます。しかし、では日本の学校に外国籍の子どもが何人通っているのか調べようと思っても、正確なデータがありません。国籍別のデータはとっていないのです。外国籍の子どもは義務教育の対象でないなか、政策をたてるための基礎データや調査もありません。

たとえば、小学生にあたる6歳から11歳のブラジル国籍の子どもは1万2千人います。文科省は「日本語指導が必要な児童生徒」の数は発表していて、ポルトガル語話者につい

ては小学生の年齢で5,800人となっています。つまり半分以下ですよ。じゃあ残りの半分はどうしているかという、日本語はもう話せるからこのデータにあがっていないのか、それともそもそも学校に行っていないのか、あるいはブラジル学校に行っているのか、ブラックボックスになってしまうんですね。自治体などに就学の実態把握を義務づけないといけないと思うのですが、これは私が二十数年間考え続けてたどり着いた結論ですが、そのためには、外国籍の子どもも義務教育の対象としなければ実現できないことと思います。

法務省によると、中学生年齢のブラジル人の子どもは6,600人いるということです。では日本語指導が必要な子どもたちは何人いるのかという、その三分の一となります。それでは残りの三分の二はどうしているのでしょうか。高校生の年齢、15歳から17歳の年齢層には6,500人がいて、日本語指導が必要な人数はたった295人です。それでは残りの6,200人はどうしているのか、というのが全くわからない。そういった実態把握をやはり政策としておこなわなければいけません。就学前の0歳から5歳までの子どもたちは1万2千人おり、その子どもたちもいずれは学齢期に到達するのですから、その子どもたちの実情も含めて把握する必要があると思います。

日本の公立学校に関する課題について、私は10年以上、学校に毎日行ったり、フィールドワークをしたり、いろんなイベントを手伝ったりしたことがあります。今も私は週に1回自分のグループの子どもたちの様子を見ているだけでなく、定時制高校にボランティアとして過去4年間ほど入っているのですが、やはり学力の問題があります。ほとんどが日本生まれ日本育ちの子どもたちなんだけれども、高校で小学校の2年生、3年生、4年生の漢字を勉強している状況があります。特別な理由があるわけでもない子が多いのですが、学力的にたいへんしんどい状況があります。高校進学に関しても、行きたい学校に行くというよりも、行ける学校に行くというような形で子どもたちが選択していく状態です。定時制高校の先生たちは本当に必死で、とにかく卒業させようという思いは共有しています。ただやはり日中は仕事をしている子が多いので、そのあと一生懸命勉強するというのは、これは大人でもなかなか大変なことです。一日中だいたい立って仕事をしていますので、高校に来たら寝ているというような様子は、皆さんにもたぶん簡単にイメージできるのではないのでしょうか。

多様な背景の子どもたちへの配慮ができた教育になっているのかということですね。

母語やルーツが否定される環境

私はミナス州生まれで、サンパウロに何年か住んでから一番長く住んだのはリオ、もう少ししたら日本のほうが長くなりそうですけれど、親とは日本語で話し、兄弟とはポルトガル語で話す、という家庭がふつうの家庭なんだと思っていました。私にとっては、それがふつうの家庭環境だったわけです。今私が毎週見ている子どもたちは、日本語はペラペラ喋る、まあ関西弁ですね、流暢に喋る。でも、親と話すのは、話せる範囲でのわずかなポルトガル語。それ以外は日本語になってしまう。親はポルトガル語しか話せない。少なくとも自信をもって話せる言語はポルトガル語であるという状況。親の日本語力にかかってくるんですけども、ブラジル人だけでも日本語しか話せない子どもと深い会話が成り立たない。そういうような親子関係、家庭環境は、子どもの成長、発達にもやはりいろんな影響を与えてしまうことになります。

私は博士論文では「名前」の研究をしました。日本語でしか自分の名前が書けない子ども、たとえば私のフルネーム「リリアン・テルミ・ハタノ」の「リリアン」を正しく「L」で書くのではなく「R」で書いてしまうような子どもがいます。それも、日本人の先生に教えてもらって書いている。もっとたいへんな綴りになってしまうこともあります。そういう状況でのアイデンティティであったり、自分のポルトガル語の名前の存在自体も知らなかったりとかという状況について研究しました。継承語、あるいは母語の重要性を理解しなければいけません。ブラジルの学校だって、もちろん日本語を教えるはくれませんでした。ただ、母語を否定することはしなかった。母語を否定しないということだけでもだいぶ違うと思うんですね。そういう雰囲気とか環境が必要だと思っています。

定時制の高校に通っていて、勉強意欲というか勉強する喜びを味わえないまま「なんかイヤだな」というような退屈さを感じている子どもたちの状況を、非常に歯がゆいというか悔しい思いをしています。「勉強はあなたのためになるんだよ」と、どう伝えたらいいんだろう、という葛藤を感じています。モチベーションを高めるにはどうしたらいいのか。自分への自信やバネになるものに対して何かしら影響しているのではないか、ということをおもいます。自分自身を振り返ってみるに、

私がブラジルで受けていた教育とか、親に対する思いであったりとか、その辺との違いを感じて仕方ありません。

ブラジル学校で学ぶ子どもたち

次に、ブラジル学校の話をしていきます。まずブラジル学校の数ですね。それを確定するのは数え方が複雑なため難しいです。いろんな試みはするのですが、たとえば10人以下の学校ですね、5人ぐらいの学校を学校と言えるのか？ そういった学校の定義にもよりますが、まあ毎日教育が行われている学校はもちろん学校として数えると、現在全国の10県に40校、数え方によっては44校のブラジル学校が存在します。その数は毎日といっていいほど変わります。この12月という時期は、今年で閉校するという学校が出るか出ないか、という時期でもあります。また、認可を受けているけれども、一時的に休止というか、今は生徒がいなくて活動をやめているけど閉校はしていない、というような学校があったりもします。

ブラジル学校の中には各種学校の認可を受けているところがあります。文科省が外国人学校の形として推奨している法人格が各種学校なのです。現在、15校のブラジル学校が各種学校の認可を受けています。各種学校というのは、インターナショナル・スクールであったり、朝鮮学校、中華学校などと同じ形の法人格になります。各種学校の設置者の多くは準学校法人です。ブラジル学校を設置運営している準学校法人は9つあり、そのうちの1つが、各種学校であるブラジル学校6校を設置しています。ほかに株式会社が運営している各種学校のブラジル学校が1校あります。

前政権の民主党政権では、高等学校等就学支援という高校無償化政策を実現しましたが、その対象となる各種学校のブラジル学校は13校あります。高校無償化の補助金として、月々、子ども一人当たり1万円弱くらい受け取っています。親の所得によって若干のプラスマイナスはありますが、

日本の大学受験資格を得ることのできるブラジル学校が、私が確認したなかでは30校あります。ただし、そのなかにはすでに存在しなくなった学校もありますが、なくなる前に卒業した子どもたちの卒業証書は有効であるという意味では、30校のブラジル学校が該当します。ブラジル政府が認可する学校は40校あります。以前はもっとたくさんの学校が認可を受けていたのですが、すでに閉校したところがあって、現在は40校ということですね。もう一つ、今年の10月にはある

ブラジル学校の保育の部が認可保育園として認可されました。これは画期的なことだと思います。認可保育園だと補助金の意味でも全然違うので、そういう地域での必要性とその役割の可能性を追求することも大切だと思っています。

次に、どの県にどのくらいのブラジル学校があるかということですが、まずここ神奈川には1校あるのですが、残念ながらまだブラジル教育省に認可されていません。ただし、「ブラジル教育省の認可」というのは、学校自身の認可ではなくて、その学校の出す卒業証明書がブラジル全土で有効であるということを意味します。認可校と呼ばれますが、そこは理解しておきたいと思います。他の県については、表を見ていただければと思います。(表2を参照)

表2 在日ブラジル人数の多い上位10県のブラジル学校数

| | 都道府県 | ブラジル人数 (2014年12月末現在) | ブラジル学校数 |
|----|------|-------------------------|-----------|
| 1 | 愛知 | 47,695 | 10(ないし9) |
| 2 | 静岡 | 26,476 | 11 |
| 3 | 三重 | 12,559 | 3(ないし2) |
| 4 | 群馬 | 11,942 | 4 |
| 5 | 岐阜 | 9,984 | 4(ないし3) |
| 6 | 神奈川 | 8,373 | 1(未認可) |
| 7 | 滋賀 | 7,669 | 3 |
| 8 | 埼玉 | 7,390 | 2 |
| 9 | 茨城 | 5,882 | 3 |
| 10 | 長野 | 5,269 | 2(1未認可) |
| | その他 | 32,171 | 2 |
| | 全国 | 175,410 | 45(ないし42) |

出典：法務省及び文部科学省の資料を参考にリリアン・テルミ・ハタノが作成

ブラジル学校の課題

ブラジル学校には、たくさんの課題がありますが、子どもたちのことを考えればまず定期的な健康診断ですね。日本の学校であれば当たり前に行われていることが、健康診断を受けられる学校と受けられない学校ができています。たとえば視力検査ですね。それを受けさせる制度がブラジル学校には基本的にないために、視力に問題があることに気づかないで子どもが勉強をしているような状態が生まれてしまう。日本の学校では、当たり前定期的に健康診断を受けられるのであって、やはり同じような制度をブラジル学校にも適用することができるのではと思っています。ブラジル学校は日本の中にあるので、伝染性の病気がはやったりしたら、彼らだけの問題ではすまされないですよ。そういう意味でも、制

度的に保障する必要があると思います。

あるいは学校保険の制度です。学校で事故があったり、また学校自体に何かがあった時、保険の対象にならないという問題があります。そんなことも制度化されていません。

児童生徒の数が学校の経営そのものに直接影響してしまうということも大きな問題です。送迎の費用や、もっといえば先生たちの給料にも直接影響してしまいます。日本の学校では、何人かの子どもたちが転校したからといって学校の存続が危機にさらされるなどということは考えられないと思いますが、ブラジル学校の場合は、そういうことに影響を受けるような状況に常々置かれているわけです。

たとえば今、日本全国で3,000人から3,500人の子どもがブラジル学校に通っているとしましょう。大きいブラジル学校でしたら200人とかが通っています。リーマンショックの前でしたら500人という学校もありました。そういう学校が、ある日突然閉校になってしまうということがあります。これは岐阜でおきたことですが、親たちが勤めていた近隣の工場が閉鎖され、そのために子どもたちの通っていたブラジル学校もそのあおりを受けて閉校になってしまいました。では、その子どもたちを日本の学校が受け入れられるか？ ということを含めて、子どもたちの教育権を保障するということを考えれば、学校へのサポートということは必要だと思うのです。

各種学校の中には、インターナショナル・スクールのように特定公益増進法人という指定を受けたものがあります。そうすると、企業などから寄付を受けるときに、企業の側が免税の措置を受けられるために寄付を受けやすくなります。現在はインターナショナル・スクールしか指定を受けているものはありませんが、各種学校となったブラジル学校が特定公益増進法人の指定を受けることができれば、ブラジル人保護者の働く企業が、地域のブラジル学校に寄付することで学校にとっても企業にとっても利益のある関係が築けると思います。同じように、指定寄付金という制度もありますが、その制度も利用できていないのが現状です。

ブラジル学校の側からよく聞かされるのは、月謝未払いの問題です。さきほども言いましたが、月謝が全収入のほぼすべてという学校が多い。各種学校となった15校以外のブラジル学校、つまり25校から30校はまったく補助金を受けずに月謝のみの収入で運営されています。そのため、保護者がさまざまな理由から月謝を払えなくなり、しかもずっと未払い

ということになると、学校側にとっては大きな負担になってしまいます。ブラジル学校の先生たちの給料を教えてください、実際「え〜」と思うような低い額ですね。それでも仕事をしているというのは、やはり教育という仕事に思いを持って教えている先生たちが少なくないという状態です。ブラジルでも、同じようなことが言えますが…。

もう一つの問題は、生徒や教職員の移動が激しいということです。リーマンショックの際は特に大混乱でした。倫理的な問題にもかかわりますが、一人の先生が移動することによって生徒たちも移動したりとか、先ほども行ったようにこの年末の季節ですね、クリスマスはブラジルで過ごしたいというような理由で、この時期は人の移動が一番激しい時です。リーマンショックの際は、日本の公立学校からもたくさんのブラジル人の子どもが出ていきましたが、ブラジルへ帰ったり、月謝が払えないためにブラジル学校から公立学校へ移ったり、ほかのブラジル学校へ転校するといったことがたくさんありました。また、どこの学校にも行かないという状態に陥ってしまった子どももたくさんいました。

ブラジル学校を結ぶ、「ブラジル学校連絡協議会」というものがあります。NPO 法人にもなっていますが、ブラジル学校の校長先生たちが作る組織なので、誰もが自分の学校のことです。手一杯というのが現状です。何らかの形で、ブラジル学校の間連携を強化できればとの期待は持っています。

最初のブラジル学校は、私の知っている限りでは 1995 年くらいに生まれたのではないかと思います。入管法が変わって日系人が来るようになった 1990 年頃から 5 年たった頃にはブラジル学校らしきものが生まれました。たいていは「託児所」から始まって、「寺子屋」から「学校」へと変わっていきました。それらが少しずつ組織化されるようになり、2001 年には「ブラジル学校連絡協議会」が生まれ、2012 年には NPO 法人となりました。

「在外」ブラジル人の視点から

今日のお話は日本とブラジルの関係についてですが、理解しておく必要があると思うのは、「在外」ブラジル人としての「在日」ブラジル人という位置づけが非常に強くなっています。ブラジルの外務省もそういう位置づけで見えています。日本以外の国の状況は、在留資格が不安定である関係から統計上把握することが難しい側面はありますが、米国には日本

の 5 倍か 6 倍のサイズのブラジル人コミュニティが存在します。ですが、そこにはブラジル学校は一つもないんですね。なぜ日本にだけブラジル学校がつくられているのか…。それは、やはり日本の学校の影響もあるのではないかと考えざるをえないところがあります。

非常に興味深い学校なので今度見に行こうと思っていますが、米国にはバイリンガルの公立学校があって、ポルトガル語と英語、もしくはスペイン語と英語で教える学校があります。スペイン語・英語の学校の方がたくさんありますが、ポルトガル語・英語という学校もフロリダにあって、そういう形式の学校が日本にも新しいモデルとして作れないものでしょうか。欲を言えば 2 言語ではなくて 3 言語で教える学校ですね。英語も含めてのトリリンガルの学校ができないかなと、子どもたちにより良い教育をという目で見たいと思います。

次にブラジル学校が今の形でいつまでやっていけるか、という問題について。ブラジル学校というものの中にも、多様化の必要性が目に見える形で存在します。いずれ帰国するからそのための教育、というのが中心で生まれた学校なので、例えばブラジルの教科書を使っていることにも意味があるのですが、問題はやはり日本生まれで日本育ちの子どもたちが増えていること。ブラジル育ちで途中で日本にやってきた子どもたちが多かった時代もありますが、今はブラジル学校には通っているけれど、日本生まれで日本育ちという子どもたちの方が増えている。だから、ブラジルというのは「帰る」というよりは「行ってみたい」国というような気分の子どもの確かに増えています。定住化が進んでいくなか、ポルトガル語だけの教育だけで十分なのか？ それで子どもたちのニーズに応えられているのか？ カリキュラムの内容にも課題があると思うのは、たとえば私がいつも活動している滋賀県だと、滋賀県に住んでいるんだけど地域歴史であったりとか、日本の地理、社会や政府組織の構造だったりとかをわかっていない。だから日本に定住するとしたら、この国で生きていくための手段・情報というのが身につけていない。これはどうなのかということです。教科書についても、ブラジルを知らない子どもたちにとってブラジルの教科書で扱われることがら、写真一つとっても、感覚的に全然わからないですよ。そういった問題が多々あります。

そして、高校へ進学しない若者たち、あるいはブラジル学校の高校を卒業した後も帰国しない子どもたちの進路がどう

なるのかということですね。日本語習得とか日本語社会で生きるための必要な知識や情報を学ぶことが大切だと思います。

他方、私たちの支援が、日本語しか話せないブラジル人が増えることに貢献しているだけでも、はたしてそれはどんなものかなというところです。

ブラジル学校の可能性

本題の一つ、可能性、ポテンシャルについてですが、ブラジル学校にはいろんな可能性があると思っています。潜在的な可能性があると思うのですが、今はただの可能性に過ぎないとしても、少しずついろんな取り組みが出てきています。その可能性について目覚めている学校もあります。日本の高校や専門学校、大学との連携が増えてきています。これは幸いにもというか、不幸にもというか、日本の少子化ですね。少子化が進む中で、様々な高校や大学がブラジル学校に募集に行ったり、「高校生を送ってくれないか」という声がかかってきています。そういうところでは繋がっていくのですが、やはりまあ日本の大学は決して安くはないですね。たとえば年額百何十万という学費を払う教育に投資するのには、そのために必要な基礎的な知識であったり語学力であったりを準備してあげることが大切だと思います。だから私はバイリンガルやトリリンガルの教育を導入すること、どこからドーンとお金を引っ張ってきてパイロット的な取り組みとして挑戦できたら面白いと思っています。今すでに存在するブラジル学校を改善していくという意味で、その代わりを作るというよりも、今の学校により良い方向性を提案するという意味で考えています。

また、今あるブラジル学校でも、学校によっては学童保育を中心にやるように変わっていく必要があると思います。あるいは認可・無認可保育だったり託児所、多文化保育園のような拠点となる可能性ですね。すべての学校が0歳児保育から高校教育までをやるというのは不可能です。ブラジル人コミュニティ自身も小さくなっているのです。また、ほとんどのブラジル学校が取り組んでいるのではと思うのが文化的な活動です。様々な多文化共生イベントに参加したりして、「ブラジル文化センター」のような機能を持っている。そういう可能性ももっと伸ばしていけることと思います。

もう一つ、日本の学校に行っている子どもたちで、日本語しか話せない子どもが継承語としてのポルトガル語を学ぶポ

ルトガル語学校としての可能性もあります。私もサンパウロに住んでいたときには毎日日本語学校に通っていました。実際に、そういう取り組みをしているブラジル学校もあります。しかし、遠距離から通う子どもの多いブラジル学校には、車での送迎が必要とされるところがあって財政的に厳しいです。しかし、それでも継承語としてのポルトガル語を教えているところはあります。日本の各地域に、子どもたちが自分のルーツを否定することなく日本語も身につけることのできる環境が大前提としてあること、そしてブラジル学校と日本の公立学校を選べる環境を保障するのが理想的です。

最後に、つぎの小貫先生のお話につなげたいのですが、ブラジル学校がひとつのフリースクールとして機能する可能性ですね。現存のブラジル学校のすべてが各種学校になるというのは難しいだろうし、学校によってはフリースクールとしての可能性があるのではないかなと思っています。5分ほどオーバーしてしまいましたけれど、私の話はこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

司会 リリアン先生、ありがとうございました。

*

司会 次の講師の紹介をさせていただきます。小貫大輔先生、東海大学教養学部国際学科教授、学科主任でいらっしゃいます。1988年に東京大学の大学院で教育学修士、ハワイ大学の大学院でソーシャルワーク学修士を取得した後、博士課程在学中にガセイ奨学金でブラジルに渡りました。モンチアズールという名前のファベラ（スラム）で、シュタイナー教育をベースとした活動に参加し、CRI-チルドレンズ・リソース・インターナショナルというNGOを設立、エイズ予防などの活動を推進しました。東京大学で博士課程を終わらせたのち、JICA 専門家として再びブラジルにわたり、自然分娩推進プロジェクト、初期の子ども時代改善プロジェクトなどの長期プロジェクトに携わり、2006年に帰国して現職につきました。日本に戻ってからは、ブラジル人の子どもたちの教育支援を進めていらっしゃいます。現在、議員立法が検討されているフリースクール支援法を提案してきたグループのメンバーでもあります。それでは小貫先生、よろしく願いいたします。

小貫 こんにちは。リリアン先生のたいへんわかりやすいお話でした。それを受けてお話しするのですが、彼女が使っていた言葉で、たぶん誤解を生む表現があったと思うので、まずはその話からさせてください。彼女は最初から最後まで「学校」という言葉を使っていましたが、彼女が話していたのは、「学校」ではなくて、“school”の話なんだという話です。

“school” ≠ 「学校」の日本

「学校」と“school”の違いというのが実は強烈で、同じ「学校」といっても、漢字で書いたときと英語で“school”と書いたときの教育機関は全然違うものとして扱われます。「学校」というのは、日本の学校教育法の一項目の条項で定義されたいわゆる「一条校」のことで、それを英語に直して日本語にもう一回直したとすると、「政府立学校」および「政府公認学校」のことを意味します。日本では、それ以外のものは「学校」とは呼ばれません。“school”ではあっても「学校」とは認められないんですね。“school”の中にどういう学校が入っているかという、おおざっぱに言って「各種学校」と「無認可学校」がある。リリアン先生がずっと「学校」と呼んでいたブラジル学校というのは、実はすべて“school”でしかないのであって、各種学校が15校存在するよ、その他の無認可学校が30校ぐらい存在するよ、といっても、それらの“school”は「学校」とはまったく異なった扱いを受けます。そここのところをわかってないと、じゃあなんで学校なのに先ほど言われたように同じ権利が与えられないんだ？ なんであれはダメ、これはダメなんだ？ という話が理解できないと思います。

日本の「政府立学校」と「政府公認学校」というものは、ある意味、ぐーっと引いた目で見ると、やっていることはどこも基本的に同じことです。目指すものも同じ。日本人から見ると、公立学校の特徴、私立学校のそれぞれの特徴、というものがあられるかもしれませんが、海外から見たら何も変わらない、概ね同じ種類の教育です。見た目もほとんど同じ。校庭があって、校舎があって、時計台がある…。ちなみに、学生と授業をやっていて学校の絵を描いてみようという、時計台を描かない学生はめったにいないんですよ。すごいことだと思いませんか。明治以来、日本人に時間を守ることを教えてきたのが学校です(笑)。いわゆる近代化の機械だったんですよ。

「学校」で何を教えるかというのは、学習指導要領によってこと細かく決められています。それに反するものは基本的

に認められない。そういう、明治以来の中央集権的な教育行政が現在でも続いているというのは、先進国としては実はまれなことなんです。下村博文さんという、こないだまで文科大臣をされていた方と、ある時期何回もお会いすることがありました。私が「親は学校に子どもを人質にとられているから文句を言わないけど、ここまで政府が教育のあり方を規制する国なんて、いまだき中華人民共和国と朝鮮民主主義人民共和国と日本ぐらいしかないですよ。」と言ったら、彼は膝をたたいて「それだ！ それで(そのキャッチフレーズで)いこう、『あなたの子どもは拉致されている』だな(笑) 確かそんなことをおっしゃって意気投合したことがあります。

2000年代：シュタイナー学校とオルタナティブ学校の認可運動

下村さんに紹介してくれたのは、実は今日の会の主催者「日本ブラジルかけ橋の会」つながりの藤村修さんでした。交通遺児育英会、日本ブラジル交流協会の事務局長をへて民主党の国会議員になり、野田政権では内閣官房長官を務めた人です。2001年から2003年の当時、私は一時日本に戻っていて、子どもを無認可学校、つまり“school”のシュタイナー学校に通わせていました。シュタイナー学校というのはちょっと変わった教育をする学校ではありますが、ブラジルでもシュタイナー学校に通わせていたので、日本でも当たり前シュタイナー学校に通わせることにしたら、その教育の仕方は日本では認められないから無認可の学校だという。「就学義務違反」の罰金を科された家庭までであるという。それはおかしい話だと思って、親としての立場からシュタイナー教育を「学校」として認めてもらえるようにいろいろと動いてみていた時期でした。藤村さんに相談すると、政党は違うけど交通遺児育英会の第一期奨学生だった下村さんを紹介してくれたのでした。

結果から先に言うと、衆議院議員だった下村さんを通じて小泉政権の「規制緩和」の波という後ろ盾をえて、日本のシュタイナー学校の主だったもの5校のうち2校までが数年後に「学校」と認められることになりました。シュタイナー学校だけではなくて、2001年から2003年の当時、「教育の多様性の会」というのを立ち上げて、フリースクールだとカバイリンガルろう教育のグループだとか、その他のオルタナティブ学校——つまり“school”の仲間たちですね——が力をあわせ

て政府に働きかけたのですが、その仲間のうち4校がこれまでに私学の「学校」として認可されています。しかし、まだまだ圧倒的な少数派。ごく例外的な学校にすぎません。他方中国では、2004年に最初のシュタイナー学校が生まれ、今では何十校ものシュタイナー学校が開かれるにいたっています。

教育の形は、基本的にある一つの形しか認められない、この日本の状況。たった一つしかない教育の形を、みんなで右から左からながめて、こうしたらいい、ああしたらいい、と言いたいことを言っている。「ゆとり教育」だって、「愛国心教育」だって「みんなでそれをやる」か、「みんなでそれをやめる」か、そのどちらかの発想しかない。日本には、日本だけで完璧に成立しているいくつかのロジックがあってですね、一見あまりにもすばらしくて、べつに世界のことを知らなくてもやっていけちゃう。完璧な洗濯機を作ろうと思って、音が静かで夜中に使っても気にならない洗濯機を競って開発した。じゃあそれが海外で売れるかという、まったく売れやしない。最近運動会の人間ピラミッドが批判されていますが、それも同じようなテーマではないでしょうか。日本だけで成立するロジックの中で邁進して、ガラパゴス化というか、ネアンデルタール人ようになってしまいかねない教育の姿というのがあると思うのです。

この国では、根本的に新しい発想で学校を作ることができない。人が「こんな教育を受けさせたい」と思って、「よし、そういう学校をつくらう」なんてことをすると、それはみんな「学校」じゃないよ、「school」ではあるかもしれないけど「学校」じゃないよ、ということになってしまうわけです。シュタイナー学校だけのことではありません。リリアン先生の話してくれたブラジル学校も、ブラジルの言葉で、ブラジルの方式で、というよりブラジルの文化で実践される、かつてなかった教育の形として理解しなければいけません。今の日本には、そういうものを新しい「学校」として育てていくという発想がありません。

日本の「学校」は、明治政府が、19世紀末から20世紀初頭にかけてのナショナリズム吹き荒れる世界の中で成立させた制度です。まずは、国民がみんな同じ言葉をしゃべる社会、同じモラルや文化を共有する社会をつくるための制度だったと言ってもいいほどです。大成功ですよ。今日、世界の途上国で、いや、まさにブラジルで、明治の教育政策みたいなものがどれだけ必要とされているか。しかし、問題は、明治

時代は100年も前に終わっている、ということなのです。戦後の復興に「国民」教育が果たした役割を考えに入れても、40-50年の時代遅れです。

2010年代：フリースクールと「多様な学び保障法を実現する会」

そういう“school”≠「学校」の仕組みのなかで、だけど今、その不等式をひっくり返すことのできる法律が作れるかもしれない、という状況が近年浮上してきました。それで、急に面白くなって新しくできた「多様な学び保障法を実現する会」というグループにせっせと参加させてもらっているところです。まったくの現在進行形で、まだどっちに転ぶか想像もできない状況ですが、そもそもそんな話がどこから出てきたか、についてお話しします。それは、「フリースクールって支援しないわけにはいかないよね」というところから出てきた発想でした。

みなさんは、フリースクールってご存知ですか？ 知ってますよね。最近新聞やテレビでもよく話題になるから。フリースクールって、実は無認可の小さなブラジル学校とよく似ているんです。先ほども「ブラジル学校って5人、10人しか子どものいないところもあるんですよ。先生のお給料だって、ほとんど払えないようななかで一生懸命やってるんですよ」といった話が出ましたが、それと同じような教育機関を、日本の人たちもあちこちで開いているんですね。不登校になった子どもたちのための居場所をつくり、学びの場を提供しているんです。そういう学校が、日本中で400校あるそうです。（「学校」じゃない、「school」ですね。）今日、日本にはなんと12万人もの子どもが不登校になっている、つまりこちら側（「学校」）から離脱しています。文科省の定義で12万人ですから、実際はもっとたくさんの子どもの「学校」に行ったり行かなかったりのボーダーラインを行き来しています。しかし、そのなかの一部の子どもは、自宅で一人ぼっちでいるんじゃなくて、組織的におこなわれる教育活動に居場所を見つけてそこで学びの機会をえている、ということです。そういう教育機関のことをフリースクールといいます。

さきほど、「フリースクールって支援しないわけにはいかないよね」と言いましたが、なにしろ政府は不登校問題に10年も20年も取り組んで、何の改善もできないできました。学校を離脱する子どもたちをなくそう、なんて発想では、どん

な施策を打ち出しても——厳しくしても、優しくしても——何をやってもだめ。だめ、だめ、だめの連続を続けてきたわけです。ところが、発想を転換して、「学校」には行かなくてもいいんじゃない？ と考えてみると、フリースクールに学びの場所をみつけている子どもはたくさんいる。政府にできないことを、多くの場合親たちが中心になって自分たちの問題に答えを出しているのではないですか。そういう活動があって、たくさんの子どもがそこで人生を見つけているんだから、それを応援してください、って始まったのが、先ほど触れた「多様な学び保障法を実現する会」というグループです。

この会の中心になっている「東京シュール」というフリースクールのグループは、実は2001年から2003年の頃、シュタイナー学校と一緒にオルタナティブ教育の学校を認可させようと一緒に運動した仲間だったので、今回も早い時期から声をかけてもらって私も参加することになりました。ただし今回、私はブラジル学校の声を代弁する立場から参加させてもらっています。シュタイナー学校にもまだいくつも認可されていない学校があるし、その他のいろいろなタイプのオルタナティブ教育の学校も参加していて、不登校の問題だけでなく、「多様な学びのあり方」が認められるように、という法律作りを提案してきたわけです。そういうことを始めたらずぐに、タイミングよく文科省やら超党派の議連とかが動きだして、本当に新しい法律が生まれそうになってきた、というのがここ1、2年の動きです。

ここで登場するのが、またまた下村さんでした。彼は文科大臣になるとすぐにフリースクール支援法のことを言い始めました。安倍総理大臣まで担ぎだしてフリースクールを訪問させたりして、今にも新しい法律ができそうな話になってきたのでした。文科省がどんな法案を出してくるのかな、と、じりじりして待っていたら、文科省の動きとは別に超党派の議員連盟ができて、文科省より先に議員立法としての法案というのが発表されました。今年（2015年）の8月のことです。「超党派フリースクール等議員連盟」と「夜間中学校等義務教育拡充議員連盟」というのがくっついて試案を出した「多様な教育機会確保法」というやつです。その名前に「多様な」の一言がついているのを見たときに、これは期待できるな、とまず思われました。フリースクールだけでなく、これまで“school”とされてきたオルタナティブな教育の場が、少なくとも義務教育違反というわけじゃなくなる…、そう思われ

る名前ですよ。もしかしたら、“school”で学んでも小学校なり中学校なりの正式の卒業資格がえられるようになるかもしれない。もしかしたら、そういう教育機関にも公的な助成が出るかもしれない…。

ところが難しい。やっぱり自民党の中のある種の議員たちにとっては、「学校」をあきらめる——“school”を認める——ということは、どうしてもやりたくない、ということのようですね。また、興味深いことに共産党もこぞって反対しています。不登校やフリースクールの関係者の中には、「学校」の外でおこなわれることに、「支援」といって国が関与することに強く反対する人がたくさんいるからです。その行方は現時点ではどうなるかまったくわかりません。今日は、この法律がブラジル学校にとって何を意味するか、のお話をしますね。

「教育への権利」と国籍

「多様な教育機会確保法」の「試案」が8月に議員会館での集まりで発表されたとき、私は5分間の時間をいただいてコメントをする側にいたのですが、その場で配布資料を見せられてびっくりしたのは、この法律の目的は、教育を受ける機会を「その年齢又は国籍にかかわらず」確保することにあるんだって書いてあったことでした。

それはびっくりしますよ。だって、国籍による教育差別という話題は、日本ではタブーとされてきたんだから。この言葉がこんな風に使われるのは、初めてのことじゃないでしょうか。なぜなら、日本では憲法と教育基本法が明確に国籍による差別を設けているからです。憲法第26条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と書かれていて、この「国民」とは誰のことですか？「日本国籍を持つ者」のことだ、という意味の回答を政府は何度も出しています。憲法の英語訳は“people”となっているので、「すべて人は」と解釈することもできるんですよ。だって憲法第30条では「国民は納税の義務を負う」って書いてあるけど、外国籍の人も納税しなきゃいけないんだから。でも、教育への権利は国民にのみ与えられるとされている。教育基本法の第4条も同じで、ご丁寧に「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とつけ加えている。「人種」？「国籍」の間違いじゃないの？ っと思えますよね。

「国際人権規約」っていう、20世紀に人間がつくった最も

重要な文章の一つがありますが、日本の政府ももちろんサインしてるんですけど、その中に教育の条項があって、とうぜん「教育への権利」は“right of everyone”（すべての人の権利）と書いてあります。でも日本の政府は、それを1979年に批准したあとすぐに1980年にこういうことを言っています。2008年の『世界人権宣言と国際人権規約——世界人権宣言60周年にあたって』でも繰り返しているのを読みあげますね。

「なお、わが国では、初等教育は、心身ともに健康な国民の育成を期して、国民として必須の教育を授けることを目的として行われています。したがってこのような目的の下に日本語で行われる初等教育を外国人に強制的に受けさせることは実際的ではないと考えられることから、希望する外国人に対しては、初等教育を無償で開放することとしていますが、これを強制することまでは考えておりません。」

ナショナリズムの時代の言説ですね。1980年時点はともかく、今はグローバリゼーションの時代ですからね。先進諸国では、1960年代、1970年代に様々な意味で人権の意識が変わっていきました。公民権（人種差別撤廃）運動だとか、フェミニズムだとか、ゲイ・ライツ運動だとか、ベトナム反戦だとかですね。そんな中から、様々なオルタナティブの教育運動が花開きます。1990年代以降は、それを踏まえてグローバリゼーションという新しい局面に突入していきます。日本は、それができていない。人種・国籍の意識も、女性の地位も、同性愛についても、人権の意識が育っていないままグローバリゼーションを迎えて、世界に通用する人間をつくるという点でも立ち遅れている。日本の教育は、二巡遅れ。それが、さきほど40-50年遅れていると言った意味です。リヒテルズ直子さんという友人は、オランダとくらべて三巡遅れだとも言っています。

日本の教育政策に必要なこと

ガラパゴス化する教育じゃなくて、新しいタイプの教育を育てるために何ができるかについて、私は中央集権的な教育政策を捨てるのが一番たいせつだと主張してきました。全部政府が決める——エリートがすべてを決める仕組みっていうのは、どんなに最高の頭脳を集めて作っても失敗するんで

す。そういう歴史実験は20世紀にすでにソ連でおこなわれて、結論が出ているんです。一部のエリートがすべての人に「こうしなさい」というシステムは、今日、最も遅れた制度なんです。そういう時代を終わらせて、新しい教育運動を作ろうと言っても、政府が指導してできることではありません。そうではなくて、今現在、新しい教育をすでに“school”という形で実践している人たちがいるんだから、そこでおこなわれていることを認めるという法律をつくることから始めたいと思うんです。

先ほど、かつて2000年代の前半に“school”が集まって政府に働きかけたとき、小泉政権の「教育特区」という文脈で4校の仲間が私立学校になったって言いましたね。あれ以来、全国でその他にも十何校かの新しいタイプの学校ができたと思いますが、日本に3万も4万もある小・中・高校の中の「0.0何パーセント」です。しかも、外国学校はこの話にこれっぽちも乗れないんですよ、さっきから説明してきた理由でね。リアン先生のお話は、そういう背景を知った上で理解しないとイケません。

新しい法律を作ろうという「多様な学び保障法を実現する会」の仲間は、その辺のところをしっかり理解してくれて、ブラジル学校を含めて「多様な学びの場」を認めさせようという、ひとつの運動としてやってきました。そんな中での超党派議連から出た「試案」だったわけです。その「試案」は、国籍でも年齢でも差別しちゃいけない、という。あとで触れますが、「年齢」というのも実は外国籍の子どもたちの教育にとって大きなネックなんです。日本と母国の間を行き来する中で、年齢と学年にギャップが生まれることが多々あるから。しかし、秋の国会では議連もまとまらなくて、法案の提出は見送られました。2016年の国会に出すと言っていますが、まだどうなるかわかりません。この「試案」を取りまとめたのは、^{はせ}馳さんという、自民党の議員でしたが、その人がこないだ（2015年10月に）下村さんにかわって文科大臣になりました。それが吉と出るか、凶と出るか実はよくわかりません。

日本の教育を開国する10の提案

時間を全然気にしないで話してきましたが、ようやく私の今日のタイトル、「10の提案」の話に入ります。ただね、ほんとうは大雑把に3つの提案なんです。3つの提案について、さらに細かく説明すると7つの項目があるから、あわせて10

個の提案になる、という意味です。3つの提案というのは、

- 1) 教育を受ける権利をすべての人に保障しよう。——日本国籍の人だけじゃなくて。
- 2) 教育の種類を選ぶ権利を保障しよう。
- 3) 市民が学校をつくる権利を保障しよう。——教育の種類が選べるためには、学校をつくれるようじゃなきゃいけない。だって、つくれなかったら選べないんだから。

この3つですね。1)の話というのは、さっきから言っているように、

- 1-1) 国籍による差別をやめよう。

ということと、もう一つは、

- 1-2) 年齢による差別をやめよう。

ということの二つからなります。日本には「学齢主義」というわけのわからない考え方があって、年齢相応の学年に入らないといけないという、法的にも根拠のないことがおこなわれています。それはつまり、16歳になると自動的に義務教育を受ける権利が消滅すると解釈されることも意味します。ところが外国から16歳でやってくる子どもたちの中には、中学校を卒業していない子どももたくさんいて、自治体によってはそういう子どもたちを自動的にはいじちゃうんですよ。16歳の子どもことだけでなく、他にも学年を落として日本の学校に入る必要のある子どもはたくさんいるはずですよ。

次に2)の項目は、さっきから言っているように、

- 2-1) 学習指導要領に縛られない教育が認められるようにしよう。

ということです。選べるようにしようということは、一部のエリートが全員のための答えを出すという脆弱なシステムから脱皮しようということです。もう一つは、

- 2-2) 外国語で教える教育を認めよう。

ということです。ただね、外国語で教える学校というのは、グローバル化の時代の、先ほど言った意味で世界の変化が二巡したあとの考え方では、ブラジル学校はブラジル人を相手にブラジルの言葉で教えていけばいいっていう意味じゃないんですよ。それだったら、二巡前のナショナリズムの時代の考え方が、ブラジル人によって日本の地で実践されているだけじゃないですか。そういう意味じゃなくて、今の時代の、二巡したあとの世界では、複数の言語、複数の文化、複数の能力を持つということを目指した教育がたいせつなこと。自民族中心主義を克服するというか、ナショナリズムという歴史の火薬を平和利用するためにも、解決策だということが、カナダや欧州評議会のような先進的教育政策でははっきり意識されている部分なんですよ。先日も朝鮮学校を見学してきましたが、事実上のバイリンガル学校ですよ。そして、バイリンガルの人は、3つ目の言語、特に英語のような言語の習得が容易なので、トライリンガルの養成です。朝鮮学校は明確にトライリンガル学校を目指すべきだし、実際にそうになっていくと思うし、ブラジル学校もそうであるべきだと思います。そういうことと、リリアン先生が力説した「親の言語がしゃべれなくなってしまう」という強烈なハンディキャップができないように、母語を主体にする学校が必要だということです。母語を守る教育、そういう学校は支援されなければいけないという考え方です。支援という言葉のなかには、ブラジル学校のような母語学校が日本語を教えられるように支援するという意味も含んでいます。

3)の、学校をつくる権利を保障しようということに関しては、ひとつは校地・校舎についてうるさく言わないということ。借地・借家でもいい。小さな学校でいいじゃないですか。今まで話してきたような“school”というのは、たいがい個人の自宅とか、借家の一軒家とかから始まっています。公立学校からイメージするような巨大な校地・校舎じゃなくて、ブラジル学校だって、朝鮮学校だって、シュタイナー学校もそうだけど、大きなやつでも150人とか200人とかの学校です。小さいやつは5人とか10人とかの“school”もいくらでもあります。そのどこがいけないんですか？ そういう学校の魅力っていうのがあるじゃないですか。

- 3-1) 市民がつくる学校の設置基準はゆるやかに運用しよう。

ということです。

もちろんそうやって学校をつくる権利が認められたら、つくられたその学校には公的な助成が入らないといけません。

3-2) 市民が作った学校に公的助成をおこなおう。

ということです。学校はポケットマネーじゃできないんです。公立学校の運営には、おそらく一人頭9万円とかの税金が使われていると思います。かつて無認可のシュタイナー学校に子どもを通わせた経験から言うと、6万円の月謝を払っても先生の給料は非常に低いし、安全の基準を満たした校舎すら望むことは難しいものです。ブラジル学校は、というと、月々4万円近辺の月謝のみでやっています。この金額で学校を運営するのは厳しい。国家は教育や福祉や安全を保障することを約束して税金を集めているのですから、まったくのポケットマネーで子どもを教育しなければいけないというのは約束違いです。

それから3番目は、もちろん当たり前のことだけど、市民が作った学校で学んだ人にも、その学校からの卒業資格が与えられなければいけません。

3-3) 市民が作った学校で学んだ期間を正規の教育期間として認めよう。

ということです。ところが現状はというと、フリースクールに通ってる子どもも、シュタイナー学校へ通ってる子どもも、みんなどこかの公立小学校や中学校に在籍しているんです。そして、その学校の校長先生が認めてくれれば、“school”で勉強した期間を数えて「学校」で卒業させてくれるんです。二重学籍と言われる状況ですね。その場合、国からの公的助成はどっちにいくんですか？ “school”じゃなく「学校」に行くわけです。当該公立学校に何人の子どもが在籍しているから、予算はいくら配分されるっていう計算の頭数に入るわけです。おかしくないですか。市民が学校を作れるようになったら、当然、その学校が卒業証書を出せないといけません。ちなみに、ブラジル学校の子どもにも二重学籍があると思いますか。ないんです。外国籍の子どもは、公立学校をやめたとたん、ブラジル学校に行こうが、不登校であろうが、学籍が消えて「存在しない子ども」になってしまうのです。

最後に：「教育への権利」を正面から議論しよう

…ということで、3個の大雑把な提案と、それぞれの細かい話を7項目提示しました。とは言っても、これらの提案は、すべて世界人権宣言と国際人権規約に書いてあることを日本の状況にあわせて言い直しただけのことです。国際的な人権用語では、“right to education”（教育への権利）と呼ばれるものです。「教育を受ける権利」だけじゃない。だって、どこかの全体主義国家か宗教国家にでも住むことになって、その国が提供する（義務付ける）学校でしか学べなかったらどうしますか。「教育への権利」が、他の先進国並みに実現されるように、現在議論されているフリースクール支援法が突破口になって道を開けないものかと、思うわけです。二巡遅れている日本の教育政策を、どこかで改革のスタートラインにのせない。いつまでも「所得倍増」の池田内閣（1960年-1964年）や田中角栄（田中内閣：1972年-1974年）の時代の「国民」の夢を見続けるのはやめにしましょう。

ただね、フリースクール支援法から突破口を開こう、というのは、正面切った改革じゃないんですよ。なんかこう、小泉政権時に「教育特区」を突破口としようとした、オルタナティブ学校の仲間とやった運動を思い出させるものがあります。正面から、外国の子どもたちが教育を受ける権利を保障することを議論し、自分たちの選んだ教育を実践する権利を議論できるとことが必要だとは思うんだけど、そこにたどり着く前に、そもそもそういう問題があるんだ、そういう考え方があるんだ、世の中にはそういう教育があるんだっていうことを日本の社会に知ってもらう必要があるんだとも思います。それで、まずはそういう教育を実践している人たちが支援を受けて、そういう運動が成長・成熟できるようにするという意味では、やはりいま議論されている法律に期待します。日本は二巡遅れていると言いましたが、そのうち三巡か四巡遅れた頃になって、ようやく日本の社会にそういう意識が高まる時がくる、ぐらいのスピードになっちゃうのかなとも思うところではあります。最後にいきなり景気の悪い話になりましたが…（笑）以上です。（拍手）

司会 ありがとうございました。